

監査結果公表第18－10号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

平成18年8月28日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果について、同条第4項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年10月27日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 監査結果

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 18 年 8 月 28 日付け（同年 9 月 4 日付け補正受付）で提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 請求の提出

平成 18 年 8 月 28 日（同年 9 月 4 日付け補正受付）

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は次のとおりである。

平成 17 年度も同和関連施策として、国の同和对策事業終了後すなわち事業費支出根拠となる「地对財特法」期限後も同和地域で各種団体をでっち上げて、八尾市より業務委託契約を受けたとして、貴重な八尾市の税金を不法支出している。

この中で、駐車場利用者再登録業務は、大部分の市民は自費で処理しているものと判断できます。各地域に集会所がありますが、公費で管理清掃を行っている地域は皆無であり、墓地運営・管理及び清掃業務に 134 万円も支給している墓地は皆無です。保育所の施（解）錠業務は、同和保育所以外はすべて保育所職員が行っているのです。これも部落解放同盟加入者への雇用対策として、一般市民への通常業務とかけ離れた特別事業となっている。以上取上げた事業だけを見ても判明するように、全く税金の不正使用である。したがって、問題過多の業務委託の内容を細かく吟味する必要がある。

今回請求することになった経緯については、6月議会で質問議員への回答として、八尾市長は議会で同和関連事業として17年度47件7,124万余円を支出していると答弁したことで、支出根拠のないのに同和関連事業を継続していることを知った。6月29日に情報公開を請求したところ、八尾市は直ちに公表できる資料がないので時間が必要とされ、公表されたのは8月17日であった。

更に14年度から16年度及び18年度の契約内容について公開請求したが、市長の見直し指示に基づき資料整理をしているという理由で、その際の公開まで待っている状況である。

14年度から起算すると1年以上経過しているということもあるが、同和事業の委託契約が公表されていなかったら、八尾市民は知りえることが不可能であるので、1年以上の経過云々は適応しないものとする。

以上から請求人は、八尾市監査委員に対し、下記内容の措置を求める。

- ① 国の法が終了しているにも拘らず、即ち支出根拠もないにも拘らず実質同和事業を継続しているのは不法なるがゆえに「地対財特法」期限後の支出した総費用を各年度ごとに委託業務内容別に明確にされたい。
- ② 14年度～16年度の同和事業内容が確定できないならば、17年度分を監査し、一般事業と乖離し法的根拠のない不法支出分を、市長・関わった担当者はその該当金額を八尾市に対して弁済せよ。
- ③ その弁済が、「同和事業」終了後まで遡及できない時は、17年度分を弁済せよ。
- ④ 監査請求日の翌日から起算して、市長・関わった担当者は連帯して完済に至るまで年5分の遅延損害金を八尾市に対して支払うこと。
- ⑤ 同和事業の延長として、八尾市人権協会、八尾市人権西郡地域協議会、八尾市人権安中地域協議会、西郡生きがい事業団、安中地区生きがいワーカーズ、安中車庫利用者組合管理会の6団体との業務委託契約は支出根拠のない支出を図るものであり、この契約を直ちに解消し、腐敗の温床を断絶せよ。

4 事実を証する書面

- ・ 2005年度八尾市人権協会理事・評議員
- ・ 委託業務一覧（平成17年度決算見込み状況）
- ・ 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成9年3月31日付け、国から都道府県への通達）
(いずれも掲載を省略)

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成18年9月11日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成18年9月21日、請求人に対し、自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかったが、請求内容を補足する陳述が次の要旨でなされた。

- ① 平成9年3月31日に国から出された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行について」の中で、「特別対策は永続的に講じられるべき性格のものではなく」と述べ、一般対策に移行することが肝要というふうに言っている。また、地対財特法は一般対策へ円滑な移行を図るための最終の特別法と位置づけていることから見て、八尾市が行っている委託事業はどのようなのか。この法律によれば、特別対策は基本的に平成9年3月末で終了し、ただし15の事業だけは5年間認めるとされている。もし仮に八尾市の委託事業がこの15の事業に該当していたとしても、平成14年度以後延長しうる法的根拠は一つもなく、違法・不当な措置と言わざるを得ない。
- ② 八尾市の人権協会への委託契約については、ほかの委託契約のように、具体的な事業内容が全く見えない。ただ抽象的な文言を並べたことしか公表されていない。この委託料のほか、補助金として大体年間1,000万円ぐらいあるというふうに聞いている。
個々の委託契約の違法ぶりというものは、一般施設での実情と比較してみると、もうあり得ない。例えば保育所の施錠・解錠について、特別にどこかの一カ所の団体に委託契約を結ばざるを得ないのか。基本的に施設の施錠・解錠は、その職員がするものだというふうに理解している。やはり一般施設での取り扱いと特別の取り扱いがなされていると見られる。駐車場の管理、市立墓地の管理の問題も同様である。

3 監査対象事項

(1) 監査請求期間と正当な理由

自治法第242条第2項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成14年9月12日最高裁判決）。

本件請求には、既に請求期間を徒過しているものも含まれているが、請求人は期間徒過の正当理由について、「平成18年6月議会で八尾市長は同和関連事業として平成17年度47件7,124万余円を支出していると答弁したことで、支出根拠のないのに同和関連事業を継続していることを知った。同和事業の委託契約が公表されていなかったら、八尾市民は知りえることが不可能であるので、1年以上の経過云々は適用しないものとする。」と疎明しているが、平成14年度以降の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）期限後の事業実施方法等については、平成14年3月市議会を始め幾度となく市議会で質疑、議論がされており、また、その内容は八尾市議会会議録に、概要は市政日より（市議会日より）

にも掲載されていることから、知り得なかったことについての正当理由は認められないものと判断する。

(2) 市の外郭団体の財務会計行為

本件請求には、本市の外郭団体である(財)八尾体育振興会、(財)八尾市緑化協会、(財)八尾市文化財調査研究会が委託している事業も含まれているが、住民監査請求の対象となる財務会計行為は、当該地方公共団体が行った財務会計行為とされている。

これについては、市が全額出資し、「公有地の拡大の推進に関する法律」により設立された土地開発公社について、行政事例(昭和 50 年 10 月 1 日自治行 52 号)で「土地開発公社が行う現金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結等について住民監査請求をすることができない」とされていること、また、土地開発公社理事の違法行為について提起された住民訴訟における最高裁判決(平成 3 年 11 月 28 日)で、土地開発公社に自治法第 242 条、第 242 条の 2 が適用ないし準用される余地はないとされていることから明らかなように、例えば市の外郭団体であっても、市とは別の法人格を持つ団体であり、そのような他の団体の財務会計行為は、自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならないものと解される。

以上のことから判断し、(財)八尾体育振興会、(財)八尾市緑化協会、(財)八尾市文化財調査研究会が委託している業務を除く平成 17 年度及び 18 年度に係る下記 43 業務の委託料支出を監査対象事項とした。なお、請求人は支出根拠もないにも拘らず実質同和事業を継続しているのは不法なるがゆえに地対財特法期限後に支出した総費用を各年度ごとに委託業務内容別に明確にすることも求めているが、住民監査請求は、住民に対し、一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って監査を請求する権能を認めたもので、それ以上に一定の期間にわたる行為等を包含して、これを具体的に特定することなく監査を求めるなどの権能までを認めたものではなく、当該請求は住民監査請求の監査対象とはならない。

【監査対象委託業務一覧表(所管課順)】

番号	事業名称	所管課	委託先	業務グループ
1	人権啓発関係業務	人権国際課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
2	人権ケースワーク事業	人権国際課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
3	人権ケースワーク事業	人権国際課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
4	総合生活相談事業	桂人権ふれあいセンター	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
5	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務	桂人権ふれあいセンター	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理(清掃・除草)
6	八尾市立桂人権ふれあいセンター施解錠等業務	桂人権ふれあいセンター	西郡生きがい事業団	(3)③ 施設管理(施解錠等安全業務)
7	総合生活相談事業	安中人権ふれあいセンター	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
8	八尾市立安中人権ふれあいセンター清掃業務	安中人権ふれあいセンター	安中地区生きがいワーカーズ	(3)② 施設管理(清掃・除草)
9	八尾市立安中人権ふれあいセンター施解錠等業務	安中人権ふれあいセンター	安中地区生きがいワーカーズ	(3)③ 施設管理(施解錠等安全業務)
10	同和更生資金貸付金償還指導業務	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
11	同和更生資金貸付金償還指導業務	福祉政策課	八尾市人権安中地域協議会	(4) その他の業務
12	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務

番号	事業名称	所管課	委託先	業務グループ
13	共同浴場の管理及び運営に関する業務 (錦温泉)	福祉政策課	八尾市人権西郡地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
14	共同浴場の管理及び運営に関する業務 (新生温泉)	福祉政策課	八尾市人権安中地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
15	被保護者就労促進事業	生活福祉課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
16	被保護者就労促進事業	生活福祉課	安中地区生きがいワーカーズ	(4) その他の業務
17	八尾市地域住民見守り生活支援モデル 事業	高齢福祉課	八尾市人権西郡地域協議会 (街かどデイハウス「楽しもう家」)	(4) その他の業務
18	市立安中東保育所清掃業務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
19	安中地区保育所施(解)錠及び連絡業 務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)
20	市立保育所安全対策推進員業務	保育施設課	安中地区生きがいワーカーズ	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)
21	市立保育所安全対策推進員業務	保育施設課	西郡生きがい事業団	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)
22	地域就労支援コーディネーター活動推 進事業業務	産業振興課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
23	地域就労支援コーディネーター活動推 進事業業務	産業振興課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
24	訪問介護員1級課程養成講座運営業務	産業振興課	八尾市人権安中地域協議会	(4) その他の業務
25	事業所人権啓発関係業務	産業振興課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
26	市立西郡新墓地運営管理業務	環境施設課	八尾市人権西郡地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
27	市立安中墓地運営管理業務	環境施設課	八尾市人権安中地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
28	市有地管理委託業務	用地対策課	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
29	西郡地区集会所管理清掃委託業務	住宅管理課	八尾市人権西郡地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
30	八尾市営西郡住宅駐車場利用者登録整 理等業務	住宅管理課	八尾市人権西郡地域協議会	(4) その他の業務
31	西郡住宅墓地南側駐車場清掃業務	住宅管理課	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
32	安中地区集会所管理清掃委託業務	住宅管理課	八尾市人権安中地域協議会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
33	市営安中住宅入居者用駐車場管理業務	住宅管理課	八尾市安中車庫利用者組合管 理会	(3)① 施設管理 (管理等業務)
34	都市計画道路東大阪中央線除草及び塵 芥処理業務	土木建設課	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
35	桂公園野球場整備清掃及び保安管理業 務	みどり課	西郡生きがい事業団	(3)① 施設管理 (管理等業務)
36	八尾市立桂小学校及び北山本小学校受 付員配置業務	施設管理課	西郡生きがい事業団	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)
37	八尾市立高美南小学校受付員配置業務	施設管理課	安中地区生きがいワーカーズ	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)
38	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支 援事業	学務給食課	八尾市人権西郡地域協議会	(2) 相談業務
39	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支 援事業	学務給食課	八尾市人権安中地域協議会	(2) 相談業務
40	人権啓発関係業務	生涯学習 スポーツ課	八尾市人権協会	(1) 人権啓発関係業務
41	桂青少年会館分館跡地清掃業務	桂青少年会館	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
42	桂青少年会館分館跡地の除草業務	桂青少年会館	西郡生きがい事業団	(3)② 施設管理 (清掃・除草)
43	施解錠業務	安中青少年会館	安中地区生きがいワーカーズ	(3)③ 施設管理(施解 錠等安全業務)

4 監査対象部局

人権文化部	人権国際課、桂人権ふれあいセンター、安中人権ふれあいセンター
保健福祉部	福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、保育施設課
市民産業部	産業振興課
環境部	環境施設課
建築都市部	用地対策課、住宅管理課
土木部	土木建設課、みどり課
教育総務部	施設管理課、学務給食課
生涯学習部	生涯学習スポーツ課、桂青少年会館、安中青少年会館

5 監査の視点及び実施方法

(1) 監査の視点

地方公共団体においては住民福祉の向上を図るため、各種の事務事業を執行しているが、地方公共団体の長の施策選択の適否あるいは施策判断の妥当性を直接的に監査する権限は監査委員には認められておらず、請求人が違法・不当事由として主張する「地対財特法期限後においても実質同和事業を継続していること」の適否については、基本的には長の裁量権に属するものと判断される。

また、増大する行政需要に応じていくためには、常に地方公共団体が直接、事務を執行しなければならないものではなく、公共的団体や民間企業等の外部の団体等にその事務を委託することも当然考慮されなければならない。この場合に、地方公共団体が直接、事務を執行するか、あるいは外部に委託するかについても長の裁量権に属するものと考えられる。

従って、施策自体の適否や外部へ事業委託することの是非については長の裁量権と監査委員の職務権限の関係に十分意を用いながら、施策を実現する手法としての外部への事業委託について、契約事務や会計処理が適正に行われているか、委託業務内容や委託金額が適正か、契約内容どおりの業務がなされているかといった観点を主眼として特別監査を実施した。

(2) 監査の実施方法

本件請求においては対象となる事業数が多く、それを所管する部局についても多岐にわたっているため、関係職員の陳述の聴取に代えて委託事業調査表にて各担当課へ照会し、回答された内容及び提出された下記の書類をもとに調査した上、適宜担当課職員にヒアリングを実施するという方法により監査を実施した。

(提出を求めた書類等)

伺書一式（契約書を含む）、支出負担行為書及び支出命令書、実績報告書または業務完了報告書、予算事項別明細書、契約金額の見積書等、補助要綱等（国・府の補助事業）、
[以上について平成 17・18 年度分]、その他監査で必要とした書類

第3 監査の結果

監査対象とした上記 43 業務について、業務内容の類似性等の視点から次のとおり 6 つの業務グループに分類し、それぞれ事実関係の確認等及び判断を行った。

(1) 人権啓発関係業務	人権啓発関係業務 他 2 業務
(2) 相談業務	人権ケースワーク事業 他 7 業務
(3)① 施設管理(管理等業務)	共同浴場の管理及び運営に関する業務 他 7 業務
(3)② 施設管理(清掃・除草業務)	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務 他 7 業務
(3)③ 施設管理(施解錠等安全業務)	八尾市立桂人権ふれあいセンター施解錠等業務 他 7 業務
(4) その他の業務	同和更正資金貸付金償還指導業務 他 7 業務

1 事実関係の確認、監査対象部局の説明等

委託事業調査表で各担当課から回答された内容等及び提出された支出帳票書類等の調査結果は、次のとおりである。

(1) 人権啓発関係業務

事業名称	人権啓発関係業務				表番号	1
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権協会		
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 八尾市人権尊重の社会づくり条例					
業務委託内容						
H17 ①世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能 ②市民向け学習講座の実施 ③人権学習の相談及び指導 ④ひゅーまんフェスタ関係業務 ⑤その他本市が必要と認める業務						
H18 ①世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能 ②人権啓発冊子「ちいき・人権・ワールド」発行業務 ③ひゅーまんフェスタ関係業務 ④その他本市が必要と認める業務						
委託先選定理由： これまで人権啓発に関するノウハウを蓄積されており、本市同和対策協議会意見具申において、今後はその蓄積されたノウハウや人的ネットワークを人権啓発事業に広く活用すべきであると述べられており、本業務を委託するのに最も適していると考えられるため。						
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無 有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.6.1 他 1 回	3,000,000 円
18 年度 (8 月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.16	2,500,000 円

事業名称	事業所人権啓発関係業務(啓発冊子作成業務)				表番号	25	
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権協会			
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		八尾市人権尊重の社会づくり条例				
業務委託内容							
①人権啓発冊子「はつらつ」の企画・立案・作成							
②その他(市内事業所に対し、人権問題に関する啓発・情報提供等に資するうえで本市が必要であると認める業務)							
委託先選定理由： 企業向け人権啓発冊子作成にあたっては、人権の視点に立った企画・編集力とともに、本市の地域性に密着した情報提供が求められるが、八尾市人権協会は、これまでの活動から、市内各種団体との連携・協力体制を有しているため、関係団体・機関・個人への情報収集活動が容易であるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.10.3	H17.10.3 ～ H18.3.31		H17.10.3		H18.5.1	375,000 円
18 年度 (8 月末現在)	(未締結)						

事業名称	人権啓発関係業務				表番号	40	
所管課	生涯学習スポーツ課		委託先	八尾市人権協会			
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律					八尾市人権尊重の社会づくり条例	
業務委託内容							
人権啓発冊子作成							
人権問題全般にわたる啓発について、よりわかりやすく効果的なものとするため、市職員と定期的に打ち合わせ等を行いながら、テーマに基づき企画から納品まで全てを行う。							
(17年度「外国人市民との共生をめざして」)							
委託先選定理由： これまで人権を現代的学習課題として取り上げ、参加体験型の市民啓発事業の開催をはじめ生涯学習の推進を図ってくるなど、実績・ノウハウを有する市人権協会が適していると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.10.1	H17.10.1 ～ H18.3.31		H18.4.5		H18.4.25	210,000 円
18年度 (8月末現在)	(未締結)						

(2) 相談業務

事業名称	人権ケースワーク事業					表番号	2
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府人権相談事業実施要領及び補助金交付要領 八尾市人権ケースワーク事業実施要綱						
業務委託内容							
人権に関する相談事業							
①市民の身近な人権相談に対する適切な助言並びに情報提供							
②事案に応じた適切な機関の紹介、取り次ぎ							
③人権侵害の実態把握							
委託先選定理由： 地域協議会は、これまで人権相談について貴重なノウハウを有しており、大阪府が実施する人権相談員養成講座を修了した人権ケースワーク相談員も配置していることから、これらの機能を活用することが有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回	3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	1,155,000 円

事業名称	人権ケースワーク事業					表番号	3	
所管課	人権国際課		委託先	八尾市人権安中地域協議会				
根拠法令	大阪府人権相談事業実施要領及び補助金交付要領 八尾市人権ケースワーク事業実施要綱							
業務委託内容								
人権に関する相談事業								
①市民の身近な人権相談に対する適切な助言並びに情報提供								
②事案に応じた適切な機関の紹介、取り次ぎ								
③人権侵害の実態把握								
委託先選定理由： 地域協議会は、これまで人権相談について貴重なノウハウを有しており、大阪府が実施する人権相談員養成講座を修了した人権ケースワーク相談員も配置していることから、これらの機能を活用することが有益と判断したため。								
契約方法	随意契約		適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回		3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回		1,155,000 円

事業名称	総合生活相談事業					表番号	4
所管課	桂人権ふれあいセンター		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府総合生活相談事業実施要綱 八尾市総合生活相談事業実施要綱						
業務委託内容							
桂人権ふれあいセンターを拠点として、生活上の様々な課題やニーズ等を発見・対応するための相談事業 ①対象者の相談に応じ、自立支援等のため適切な助言・指導、必要に応じ訪問等の活動 ②自立支援の事業の検討、必要な機関等との連絡調整 ③関係機関や専門的支援事業等と連携した適切な助言・指導、住民交流事業等による継続的な支援 ④広く住民への周知に努め、事業で得たノウハウを活かした啓発及び住民交流活動							
委託先選定理由： 地域協議会はこれまで地域住民を対象とした生活、就労等の各種相談を実施し、地域住民の実態、ニーズの把握、自立支援活動を通しての貴重なノウハウや、関係機関との幅広いネットワークを有しており、これらの機能を活用することが、本市にとっても非常に有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回	3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	1,155,000 円

事業名称	総合生活相談事業					表番号	7
所管課	安中人権ふれあいセンター		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	大阪府総合生活相談事業実施要綱 八尾市総合生活相談事業実施要綱						
業務委託内容							
安中人権ふれあいセンターを拠点として、生活上の様々な課題やニーズ等を発見・対応するための相談事業 ①対象者の相談に応じ、自立支援等のため適切な助言・指導、必要に応じ訪問等の活動 ②自立支援の事業の検討、必要な機関等との連絡調整 ③関係機関や専門的支援事業等と連携した適切な助言・指導、住民交流事業等による継続的な支援 ④広く住民への周知に努め、事業で得たノウハウを活かした啓発及び住民交流活動							
委託先選定理由： 地域協議会はこれまで地域住民を対象とした生活、就労等の各種相談を実施し、地域住民の実態、ニーズの把握、自立支援活動を通しての貴重なノウハウや、関係機関との幅広いネットワークを有しており、これらの機能を活用することが、本市にとっても非常に有益と判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.1 他11回	3,465,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.8 他3回	1,155,000 円

事業名称	地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務					表番号	22
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
働く意欲がありながら雇用・就労が実現できない就労困難者を対象に、就労相談や情報提供を行うとともに、市が主催する雇用創出事業の運営、広報等への協力を行う。							
委託先選定理由： 地域就労支援コーディネーターには、雇用・就労施策はもとより、福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通した人材が必要であるところ、従前より地域住民の自立支援の視点から就労支援を実施してきた地域協議会は、これらのノウハウを持っており、本業務を委託するのに最も適した団体であると考えられる。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.6 他11回	3,840,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他3回	1,280,000 円

事業名称	地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務				表番号	23
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権安中地域協議会		
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱					
業務委託内容						
働く意欲がありながら雇用・就労が実現できない就労困難者を対象に、就労相談や情報提供を行うとともに、市が主催する雇用創出事業の運営、広報等への協力を行う。						
委託先選定理由： 地域就労支援コーディネーターには、雇用・就労施策はもとより、福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通した人材が必要であるところ、従前より地域住民の自立支援の視点から就労支援を実施してきた地域協議会は、これらのノウハウを持っており、本業務を委託するのに最も適した団体であると考えられる。						
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無 有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日 支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.6 他11回 3,840,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他3回 1,280,000 円

事業名称	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業				表番号	38	
所管課	学務給食課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府進路選択支援事業費補助金交付要綱					八尾市要支援生徒に係る進路選択支援事業実施要綱	
業務委託内容							
要支援生徒の進路希望及び進路選択に当たっての課題等の把握と相談・助言、継続的な進路相談を行うものである。事業の主な内容として、「進学する」「就学を継続する」「就職する」といったそれぞれのステージで家庭事情や経済的課題によって断念したり意欲を失わないよう、奨学金等の制度の周知や制度の効率的活用の支援、また、働く場の紹介や働く意欲を高揚するため一人一人に見合った支援等を行っている。							
委託先選定理由： 本事業は、要支援生徒の個々のニーズの対応など自立支援に資することを目的とした進路相談業務であり、過去より様々な相談業務を行ってきた地域協議会の実績を十分に活用できると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.10.3 他1回	2,625,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.1 他3回	875,000 円

事業名称	八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業				表番号	39	
所管課	学務給食課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	大阪府進路選択支援事業費補助金交付要綱					八尾市要支援生徒に係る進路選択支援事業実施要綱	
業務委託内容							
要支援生徒の進路希望及び進路選択に当たっての課題等の把握と相談・助言、継続的な進路相談を行うものである。事業の主な内容として、「進学する」「就学を継続する」「就職する」といったそれぞれのステージで家庭事情や経済的課題によって断念したり意欲を失わないよう、奨学金等の制度の周知や制度の効率的活用の支援、また、働く場の紹介や働く意欲を高揚するため一人一人に見合った支援等を行っている。							
委託先選定理由： 本事業は、要支援生徒の個々のニーズの対応など自立支援に資することを目的とした進路相談業務であり、過去より様々な相談業務を行ってきた地域協議会の実績を十分に活用できると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.10.3 他1回		1,575,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回		525,000 円

(3)① 施設管理（管理等業務）

事業名称	共同浴場の管理及び運営に関する業務（錦温泉）				表番号	13	
所管課	福祉政策課	委託先	八尾市人権西郡地域協議会				
根拠法令	八尾市共同浴場条例 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例						
業務委託内容							
H17 共同浴場の管理及び運営							
・入浴料の収受 ・利用者に対する物品の販売、サービスの提供 ・その他運営に必要な業務							
H18 指定管理者制度に基づく協定による共同浴場の管理及び運営							
上記業務のほか、 ・建物、設備、器具等の維持管理 ・利用の許可及び取り消し							
委託先選定理由： 共同浴場は地区環境の保健衛生の向上を図るとともに福祉のまちづくり、コミュニティの再生等幅広い機能を担っており、地区の公共的団体に委託することによって、自治の高揚や地域経営の推進が期待できると判断したため。							
契約方法	随意契約(H17)	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		――		――	0 円
18年度 (8月末現在)	協定締結日 H18.4.1	業務処理期間 H18.4.1 ～ H21.3.31		H18.4.1		H18.4.18	584,118 円

事業名称	共同浴場の管理及び運営に関する業務（新生温泉）				表番号	14	
所管課	福祉政策課	委託先	八尾市人権安中地域協議会				
根拠法令	八尾市共同浴場条例 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例						
業務委託内容							
H17 共同浴場の管理及び運営							
・入浴料の収受 ・利用者に対する物品の販売、サービスの提供 ・その他運営に必要な業務							
H18 指定管理者制度に基づく協定による共同浴場の管理及び運営							
上記業務のほか、 ・建物、設備、器具等の維持管理 ・利用の許可及び取り消し							
委託先選定理由： 共同浴場は地区環境の保健衛生の向上を図るとともに福祉のまちづくり、コミュニティの再生等幅広い機能を担っており、地区の公共的団体に委託することによって、自治の高揚や地域経営の推進が期待できると判断したため。							
契約方法	随意契約(H17)	適用条項	第 1 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		――		――	0 円
18 年度 (8 月末現在)	協定締結日 H18.4.1	業務処理期間 H18.4.1 ～ H21.3.31		H18.4.1		H18.4.19	106,533 円

事業名称	市立西郡新墓地運営管理業務					表番号	26
所管課	環境施設課			委託先	八尾市人権西郡地域協議会		
根拠法令	八尾市墓地条例、同施行規則			市立西郡新墓地の運営要綱			
業務委託内容							
墓地の管理事務及び墓地内の環境整備（清掃・除草等）並びに墓地使用申込者の管理者との協議等業務							
委託先選定理由： 現墓地は、地元が管理していた近隣の共同墓地の拡張を目的とした経過があり、地元団体の管理が適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2 他11回	1,344,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.2 他3回	448,000 円

事業名称	市立安中墓地運営管理業務				表番号	27	
所管課	環境施設課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	八尾市墓地条例、同施行規則　市立安中墓地の運営要綱						
業務委託内容 墓地の管理事務及び墓地内の環境整備（清掃・除草等）並びに墓地使用申込者と管理者との協議等業務							
委託先選定理由：　現墓地は、共同墓地が狭隘なため市営墓地として拡張した経過があり、地元団体の管理が適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1　～　H18.3.31		H17.4.1		H17.5.2　　他 11 回	1,344,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15　　他 3 回	448,000 円

事業名称	西郡地区集会所管理清掃委託業務					表番号	29
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
集会所管理業務として、使用申込の受付及び調整事務を行うとともに、清掃業務として、集会所内外の美化のために、日常清掃(週3回)及び定期清掃(月1回)を行う。							
委託先選定理由： 本委託先は、周辺地域の住民も参画した団体で、地域のコミュニティづくりを担う自治会的な団体であり、また、地元事情にも精通しており、利用者との調整等本件業務を当団体に委託することが適切であると考えるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.9 他11回		4,128,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回		1,376,000 円

事業名称	安中地区集会所管理清掃委託業務					表番号	32
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
集会所管理業務として、使用申込の受付及び調整事務を行うとともに、清掃業務として、集会所内外の美化のために、日常清掃(週3回)及び定期清掃(月1回)を行う。							
委託先選定理由： 本委託先は、周辺地域の住民も参画した団体で、地域のコミュニティづくりを担う自治会的な団体であり、また、地元事情にも精通しており、利用者との調整等本件業務を当団体に委託することが適切であると考えたため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.2 他11回		3,096,000円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.1 他3回		1,032,000円

事業名称	市営安中住宅入居者用駐車場管理業務					表番号	33
所管課	住宅管理課			委託先	八尾市安中車庫利用者組合管理会		
根拠法令	公営住宅法 安中市営住宅車庫利用者管理要綱						
業務委託内容							
・秩序維持（月2回夜間の巡回、ナンバープレートを車止めに設置）							
・環境美化（週2回清掃、周辺の環境美化及び駐車場を清潔に使用することの啓発）							
・施設補修の連絡調整（駐車場及びその附帯施設を巡回し施設損傷状況を点検する）							
・迷惑駐車等の点検及び啓発等（月1回以上住宅敷地内を巡回、不法、迷惑駐車、不正使用の点検、排除に努める）							
・使用料の納付勧奨 ・問い合わせ等への対応							
委託先選定理由： 車庫利用者組合管理会は、当該駐車場利用者と地域団体で構成されている組織であり、利用者等による自主管理を行うことが適切であると考えられるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他11回		H17.5.10 他11回	4,300,000円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.18 他3回	1,276,000円

事業名称	桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務						表番号	35	
所管課	みどり課			委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	―――								
業務委託内容									
野球場の清掃保守、施設整備等の安全保持、使用許可を受けた者に対する指導監督。									
①グラウンド、管理棟、ダグアウト、駐車場の清掃 ②球場等の不陸整正（当該場所まで一輪車で砂等を運搬し、スコップ等で撒き平らに転圧を行う。） ③芝生内の目土入れ ④グラウンド内の散水 ⑤グラウンドの白線引き ⑥雑草の手作業による抜き取り及び除草剤散布、並びに枯れ草の処理									
委託先選定理由： 地域事情に精通し、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいづくりと就労を結びつけた事業の活動を実施している当該団体を選定したもの。									
契約方法	随意契約		適用条項	第2号適用		補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間			支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17年度	H17.7.1	H17.7.1 ～ H18.3.31			H17.7.1 他8回		H17.8.16 他8回		1,681,560 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31			H18.4.1 他3回		H18.5.12 他3回		899,100 円

(3)② 施設管理（清掃・除草業務）

事業名称	八尾市立桂人権ふれあいセンター清掃等業務					表番号	5
所管課	桂人権ふれあいセンター		委託先	西郡生きがい事業団(H17.9.30 まで八尾市シルバー人材センター)			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
原則として月・水・金（但し、休日を除く）週3日で、センターの清掃及び雑務（午前9時～正午） ①事務所、学習室等施設内の床を掃く等その用途に応じた清掃 ②カウンターなどを拭くこと ③ゴミの集積 ④敷地内の拾い掃き							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.10.1	H17.10.1 ～ H18.3.31		H17.11.1 他5回		H17.11.1 他5回	155,520 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.5.1 他3回		H18.5.1 他3回	116,640 円

事業名称	八尾市立安中人権ふれあいセンター清掃業務				表番号	8	
所管課	安中人権ふれあいセンター	委託先	安中地区生きがいワーカーズ				
根拠法令	-----						
業務委託内容							
安中人権ふれあいセンター及び分室の館内外の清掃業務							
[基本清掃業務]・毎日作業・・・館内清掃（午前9時から午後3時までの間に1人の清掃員が行う）							
・適宜作業・・・建物周辺、駐車場、花壇、センター敷地外周部分の清掃							
[特別清掃業務]・夏季及び年末清掃・臨時清掃							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他11回		H17.5.2 他11回	503,010 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.8 他3回	177,390 円

事業名称	市立安中東保育所清掃業務				表番号	18	
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
主として下記の業務を行う。業務時間は平日 8:00～17:00（休憩時間 12:00～13:00）							
○清掃業務（拭き掃き清掃）・・・玄関入り口、ホール、廊下、階段、管理人室、会議室兼更衣室、保健室、保育室、遊戯室、洗面所、沐浴室、便所、施設周辺について毎日 1 回（一部 2 回）ないし適宜行う。							
○その他の業務・・・生ごみ処理機の槽内残渣取り出し							
委託先選定理由： 保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るという目的の下、高齢者の雇用促進に取り組んでいる当該団体を適当と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 3 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他 11 回		H17.5.9 他 11 回	2,243,700 円
18 年度 (8月末現在)		(民営化に伴い事業廃止)					

事業名称	市有地管理委託業務				表番号	28	
所管課	用地対策課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	八尾市あき地の適正管理に関する条例						
業務委託内容 旧西郡地区内9箇所の余剰地(面積合計 1,781 m ²)の草刈を実施し、収集及び処分するもの							
委託先選定理由： 当該団体は高齢者の就労、生きがい対策を目的とし、旧西郡地内にあって、作業箇所に近く業務の実績があり、現地状況や作業内容を熟知していることから委託先として適当と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.7	H17.4.7 ～ H18.3.31		H17.4.7		H17.6.28 他2回	474,600 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.14	H18.4.14 ～ H18.12.29		H18.4.14		H18.6.13 他1回	408,450 円

事業名称	西郡住宅墓地南側駐車場清掃業務					表番号	31
所管課	住宅管理課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	-----						
業務委託内容							
環境美化		・駐車場の環境美化に努めるため週 2 回以上清掃を実施する ・駐車場周辺の環境美化及び駐車場を清潔に使用することへの啓発を行う					
施設補修の連絡調整		・駐車場及びその付帯施設を巡回し施設損傷状況を点検する ・施設の補修を必要とする箇所を発見したときは速やかに市へ連絡する					
委託先選定理由： 西郡生きがい事業団は、高齢者の就労的生きがいづくりを目的とした活動支援組織であり、また、地元事情にも精通していることから、本業務を委託することが適切であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H17.5.10 他 11 回	600,000 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.8.31		H18.4.1		H18.5.11 他 3 回	200,000 円

事業名称	都市計画道路東大阪中央線除草及び塵芥処理業務						表番号	34
所管課	土木建設課			委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	都市計画道路東大阪中央線に関する府との覚書							
業務委託内容								
大阪府から委託を受けている、都市計画道路東大阪中央線の事業用地内においての道路として供用されていない部分（中央のフェンス内部分）の管理業務。								
防草シートの隙間、窪地よりの雑草の除去と管理地内（フェンス内）への投棄されたゴミの撤去作業。								
委託先選定理由： 業務内容からして、高齢者の就労促進を図るため、当該団体を選定した。								
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用		補助の有無	府委託事業	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17年度	H17.7.13	H17.7.13 ～ H18.3.31		H17.7.13 他1回		H18.2.20 他1回		562,800円
18年度 (8月末現在)	H18.6.13	H18.6.13 ～ H18.10.31		H18.6.13				円

事業名称	桂青少年会館分館跡地清掃業務				表番号	41	
所管課	桂青少年会館	委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	八尾市空き地の適正管理に関する条例						
業務委託内容							
桂青少年会館分館跡地（2,573㎡）の清掃業務							
・桂青少年会館分館跡地の環境美化に努めるため週2回の草刈り及び清掃を実施。							
・1回の業務につき、4名で2時間の清掃作業を行う。							
委託先選定理由： 西郡生きがい事業団は、大阪府の「高齢者就労の生きがいづくり活動支援方策検討事業に係る実験的取り組み団体」として承認されており、業務内容からして適当であると判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日	支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1	H17.5.10 他11回		311,040 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1	H18.5.15 他3回		103,680 円

事業名称	桂青少年会館分館跡地の除草業務				表番号	42	
所管課	桂青少年会館	委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	八尾市空き地の適正管理に関する条例						
業務委託内容							
桂青少年会館分館跡地（2,573 m ² ）の除草業務							
・週2回の清掃業務と並行して月1回の業務を行う。							
・除草業務により生じた枯れ草を運搬し、処分する。							
委託先選定理由： 分館跡地の清掃業務を西郡生きがい事業団に平成12年度より委託しており、業務遂行の効率性が高まるとともに、他社との合見積もりにおいて見積価格が最も安価であったため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	-----	-----		-----		-----	----- 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.5.15 他3回	56,800 円

(3)③ 施設管理（施錠等安全業務）

事業名称	八尾市立桂人権ふれあいセンター施錠等業務				表番号	6	
所管課	桂人権ふれあいセンター	委託先	西郡生きがい事業団				
根拠法令	-----						
業務委託内容							
当センターの機械警備に伴う施設の施錠業務							
①出入口等センター全般の施錠と点検 ②冷暖房機器の停止、消灯、忘れ物等の確認							
③機械警備用機器のセットの確認及び施設巡回 ④出入口等の解錠及び機械警備用機器のセット解除並びに施設巡回 ⑤非常事態発生時の市責任者への連絡その他							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.5.2 他11回		H17.5.2 他11回	413,910 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.5.1 他3回		H18.5.1 他3回	131,220 円

事業名称	八尾市立安中人権ふれあいセンター施錠等業務				表番号	9	
所管課	安中人権ふれあいセンター	委託先	安中地区生きがいワーカーズ				
根拠法令	―――						
業務委託内容							
当センターの機械警備に伴う施設の施錠業務							
①施設内を巡回、火気、計暖房機器の停止、消灯、忘れ物等の確認 ②非常事態発生の場合、センター長又はあらかじめ定められた者への連絡 ③出入口、窓等センター全般の施錠と点検 ④業務日誌の記録 ⑤機械警備用機器のセット及び玄関扉の施錠 ⑥玄関扉の解錠及び機械警備用機器のセット解除、出入口等の解錠							
委託先選定理由： 高齢者の生きがいの創造と活用及び地域就労支援並びに地理的利便性等を考慮の結果、当該団体が適正と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他11回		H17.5.2 他11回	391,770 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.8 他3回	132,840 円

事業名称	安中地区保育所施（解）錠及び連絡業務					表番号	19
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	-----						
業務委託内容　下記の業務を行う。(但し、平成17年度は2ヵ所、平成18年度は1ヵ所)							
(1) 施錠業務（日祝除）：(時間) 18：20～19：20　(内容) 園舎全般の施錠・点検、施設内巡視、機械警備機器セット、業務日誌記録							
(2) 解錠業務（日祝除）：(時間) 6：45～7：45　(内容) 施設内門扉等の解錠、施設内巡視、機械警備機器セット解除、プールの水入れ（夏）、業務日誌記録							
(3) 連絡業務（土日祝除）：(時間) 9：30～10：30　(内容) 文書・物品について保育所と市役所間の配送							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1　～　H18.3.31		H17.4.1　他11回		H17.5.9　他11回	1,187,760 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1　他3回		H18.5.25　他3回	233,520 円

事業名称	市立保育所安全対策推進員業務					表番号	20
所管課	保育施設課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容　市立保育所の児童等の安全で安心な保育の向上のため、安全対策推進員を配置し、下記の業務等を行う。（配置時間）7:30～9:30、16:00～19:00 ・門の外側に位置し、児童・保護者等の来園者を確認し、門を開け誘導する。 ・児童、保護者以外の方の来園者については、来園目的を確認し、事務所に連絡指示を受ける。 ・必要に応じて来園受付簿に記入してもらい、入園証を渡し、門を開け誘導する。							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第3号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.8.15	H17.8.15　～　H18.3.31		H17.8.15　他7回		H17.9.12　他7回	1,462,860 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　～　H19.3.31		H18.4.1　他3回		H18.5.16　他3回	400,950 円

事業名称	市立保育所安全対策推進員業務					表番号	21
所管課	保育施設課		委託先	西郡生きがい事業団			
根拠法令	-----						
業務委託内容　市立保育所の児童等の安全で安心な保育の向上のため、安全対策推進員を配置し、下記の業務等を行う。　（配置時間）7:30～9:30、16:00～19:00							
・ 門の外側に位置し、児童・保護者等の来園者を確認し、門を開け誘導する。							
・ 児童、保護者以外の方の来園者については、来園目的を確認し、事務所に連絡指示を受ける。							
・ 必要に応じて来園受付簿に記入してもらい、入園証を渡し、門を開け誘導する。							
委託先選定理由：　保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るため、当該団体に委託した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 3 号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度	H17.8.10	H17.8.10　～　H18.3.31		H17.8.10　他 7 回		H17.9.5　　他 7 回	1,505,925 円
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1　　～　H19.3.31		H18.4.1　　他 4 回		H18.5.8　　他 3 回	797,040 円

事業名称	八尾市立桂小学校及び北山本小学校受付員配置業務					表番号	36
所管課	施設管理課		委託先	西郡生きがい事業団（平成 18 年度から）			
根拠法令	大阪府学校安全緊急対策事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
桂小学校及び北山本小学校に安全対策推進員を正門付近に配置する。（配置時間） 平日 8:30～17:00 土曜日及び長期休業中 9:00～17:00 ①校門付近における常時監視。②来校者の受付及び用件の確認。（必要に応じて受付簿への記載及び入校証の着用を求める）③不審者の侵入など緊急時の職員室及び教職員への通信機器による通報などの対応を行う。							
委託先選定理由： 前年度の委託先は、「八尾市シルバー人材センター」であったが、地域住民との協働を基本とし、今後とも、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があるとの方針のもと、調整を行った結果、2校について受け皿として当該委託先が適当であると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第 6 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17 年度		（シルバー人材センターと委託）					
18 年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他 3 回		H18.5.10 他 3 回	1,025,460 円

事業名称	八尾市立高美南小学校受付員配置業務				表番号	37	
所管課	施設管理課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ（平成18年度から）			
根拠法令	大阪府学校安全緊急対策事業費補助金交付要綱						
業務委託内容							
高美南小学校に安全対策推進員を正門付近に配置する。（配置時間） 平日 8:30～17:00 土曜日及び長期休業中 9:00～17:00 ①校門付近における常時監視。②来校者の受付及び用件の確認。（必要に応じて受付簿への記載及び入校証の着用を求める）③不審者の侵入など緊急時の職員室及び教職員への通信機器による通報などの対応を行う。							
委託先選定理由： 前年度の委託先は、「八尾市シルバー人材センター」であったが、地域住民との協働を基本とし、今後とも、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があるとの方針のもと、調整を行った結果、受け皿として当該委託先が適当であると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第6号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度		（シルバー人材センターと委託）					
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1 他3回		H18.5.16 他3回	589,680 円

事業名称	施解錠業務					表番号	43
所管課	安中青少年会館		委託先	安中地区生きがいワーカーズ			
根拠法令	―――						
業務委託内容							
・施設内を巡回し、火気、冷暖房機器の停止、消灯、忘れ物等を確認する。 ・非常事態発生の場合、青少年会館長又はあらかじめ定められた者に連絡する。 ・青少年会館の出入り口、窓等会館全般の施錠と点検。 ・業務日誌の記録。 ・機械警備用機器のセット及び玄関扉の施錠。 ・玄関扉等の解錠及び機械警備用機器のセット解除。							
委託先選定理由： 高齢者の生きがい及び地域就労支援並びに地理的利便性を考慮の結果、当該団体が適当と判断した。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.5.11 他11回		H17.5.11 他11回	476,280 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.5.12 他3回		H18.5.12 他3回	152,280 円

(4) その他の業務

事業名称	同和更生資金貸付金償還指導業務					表番号	10
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	八尾市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例(附則)						
業務委託内容							
受託者は、借受人から生活状況や貸付金返済について相談を受けた場合において、返済時期及び返済額等について市への連絡調整を行う。また、滞納者に対し市は年2回文書督促を行っているが、滞納の整理について相談を受けた時は誠意ある返済計画を行うよう指導し、借受人の死亡・転居先について把握した場合は市へ報告する。							
委託先選定理由：当該業務を円滑かつ適切に推進するためには、地域事情に精通し相談・指導等に応じることが出来る態勢にある地域協議会が委託先として最適と考えるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1		H18.4.6	15,247 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31					0 円

事業名称	同和更生資金貸付金償還指導業務					表番号	11
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権安中地域協議会			
根拠法令	八尾市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例(附則)						
業務委託内容							
受託者は、借受人から生活状況や貸付金返済について相談を受けた場合において、返済時期及び返済額等について市への連絡調整を行う。また、滞納者に対し市は年2回文書督促を行っているが、滞納の整理について相談を受けた時は誠意ある返済計画を行うよう指導し、借受人の死亡・転居先について把握した場合は市へ報告する。							
委託先選定理由：当該業務を円滑かつ適切に推進するためには、地域事情に精通し相談・指導等に応じることが出来る態勢にある地域協議会が委託先として最適と考えるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第1号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		-----		-----	0 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31					0 円

事業名称	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業					表番号	12
所管課	福祉政策課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	大阪府コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱						
業務委託内容							
本市の中学校区単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、身近な地域において、既存の資源を活用して、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などに対する見守り・発見・相談・サービスへの連携を行う。 ・セーフティネット体制づくり（関係機関のネットワーク化） ・要援護者等に対する個別支援 ・地域福祉計画の計画的推進							
委託先選定理由： モデル的に事業を実施するにあたり、モデルの一つとして「地域住民組織」を想定した。当該団体は、これまでに貴重な実績やノウハウを有し、また周辺地域の住民も参画した組織でもあり、事業の専門性、地域の拠点という観点から事業の遂行能力があると判断したため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H18.2.16	H18.2.16 ～ H18.3.31		H18.2.16		H18.2.17	966,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31		H18.4.1		H18.4.24	2,900,000 円

事業名称	被保護者就労促進事業					表番号	15
所管課	生活福祉課	委託先	八尾市人権西郡地域協議会				
根拠法令	生活保護法 勤労意欲助長事業実施要綱						
業務委託内容							
稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所において身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。							
委託先選定理由： 当該事業を実施するに当たり、事業の趣旨を理解し、就労に至るまでの準備段階としての訓練先として受け入れが可能であり、また、本地域に当該事業の生活保護対象者が見受けられるということから委託先として決定をした。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	国補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.6.1 他9回		H17.9.13 他9回	879,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31					0 円

事業名称	被保護者就労促進事業				表番号	16
所管課	生活福祉課		委託先	安中地区生きがいワーカーズ		
根拠法令	生活保護法 勤労意欲助長事業実施要綱					
業務委託内容						
稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所において身体ならし、職場適応のための訓練等を行う。						
委託先選定理由： 当該事業を実施するに当たり、事業の趣旨を理解し、就労に至るまでの準備段階としての訓練先として受け入れが可能であり、また、本地域に当該事業の生活保護対象者が見受けられるということから委託先として決定をした。						
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	国補助	予算計上の有無
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31		H17.4.1 他8回		H17.5.25 他8回
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31				0円

事業名称	八尾市地域住民見守り生活支援モデル事業						表番号	17	
所管課	高齢福祉課			委託先	八尾市人権西郡地域協議会（街かどデイハウス「楽しもう家」）				
根拠法令	八尾市地域住民見守り生活支援事業実施要綱								
業務委託内容									
ひとり暮らし高齢者等に対し、住み慣れた地域での自立した生活の継続や社会的孤立感の解消等を目的に、地域住民等（街かどデイハウス職員）による利用者宅の定期的な訪問、日常生活上の軽易な家事の援助といった在宅支援サービスの提供を行う。									
委託先選定理由：市全域への導入を展望したモデル事業であり、地域（中学校区）別の高齢化率、独居率及び街かどデイハウス自体の体制、活動状況等を考慮して、事業実施するモデル地区（中学校区）を指定しているため、該当地区にある街かどデイハウス事業実施団体を委託先としている。									
契約方法	随意契約		適用条項	第2号適用		補助の有無	府補助	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間			支出負担行為日		支出命令日		支出金額
17年度	H17.4.1	H17.4.1 ～ H18.3.31			H17.5.18 他11回		H17.5.18 他11回		722,900 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H19.3.31			H18.5.10 他3回		H18.5.10 他3回		360,600 円

事業名称	訪問介護員 1 級課程養成研修講座運営業務				表番号	24
所管課	産業振興課		委託先	八尾市人権安中地域協議会		
根拠法令	雇用対策法 大阪府地域就労支援事業費補助金交付要綱					
業務委託内容						
①訪問介護員 1 級講座の運営全般						
②修了者の訪問介護員 1 級課程資格取得手続き事務						
委託先選定理由： 講座運営者には地域就労支援事業に対する理解と受講生に対サポート力が必要であり、また、大阪府知事指定の介護養成講座・1 級課程の指定事業所の中で、通学制の講座運営を提供でき、かつ施設実習を含む講座の全課程を八尾市内で実施できる事業所は、当地域協議会のみであるため。						
契約方法	随意契約	適用条項	第 2 号適用	補助の有無	府補助	予算計上の有無
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出金額
17 年度	H17.9.27	H17.9.27 ～ H18.3.23		H17.9.27		H18.5.1
18 年度 (8 月末現在)	(未締結)					1,575,000 円

事業名称	八尾市営西郡住宅駐車場利用者登録整理等業務					表番号	30
所管課	住宅管理課		委託先	八尾市人権西郡地域協議会			
根拠法令	公営住宅法						
業務委託内容							
・ 駐車場実態調査及び区画整理（H17）、駐車場実態調査及び区画割当て（H18） ①適正区画の確認 ②空き区画の確認・確保 ③新区画及び仮区画整備のための調査（H17）、再登録割当て作業の補助（H18）							
・ 駐車場利用者再登録（H17）、駐車場利用者に対する駐車区画の通知、八尾警察署に対する駐車車両の届出（H18）							
・ 駐車場台帳の作成 ・ 啓発事業 ①駐車場利用者再登録作業にかかる啓発 ②駐車場有料化にかかる啓発							
委託先選定理由： 本業務の実施に際しては、正確な駐車場実態の把握及び駐車車両の所有者等の確認作業が不可欠であり、また、駐車場利用者を含め住宅入居者との良好な関係を維持しつつ業務を遂行することが求められるが、本契約の相手方は、地域事情に精通しており、本業務を支障なく遂行することが見込まれるため。							
契約方法	随意契約	適用条項	第2号適用	補助の有無	市単独	予算計上の有無	有
	契約日	契約期間		支出負担行為日		支出命令日	支出金額
17年度	H17.5.1	H17.5.1 ～ H18.3.31		H17.5.2		H17.5.2	7,000,000 円
18年度 (8月末現在)	H18.4.1	H18.4.1 ～ H18.8.31		H18.4.1 他1回		H18.4.20 他1回	1,500,000 円

※適用条項については、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙されている随意契約ができる理由としてどの項目を適用しているかを記載している。

2 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明及び担当課職員ヒアリング調査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 人権啓発関係業務 【表番号 1、25、40】

本 3 業務については、人権教育・啓発業務に関し、専門的な知識や技術を効果的に活用するとともに、コスト削減を図るため、業務委託されているもので、人権国際課では、世界人権宣言八尾市実行委員会事務局機能やネットワーク会議の開催、人権啓発冊子の作成、啓発に関する催しや講座等の開催に関する業務を、また、産業振興課では企業向け人権啓発冊子の作成業務を、生涯学習スポーツ課では生涯学習の一環として市民を対象とした人権啓発冊子の作成業務をそれぞれ委託している。

これらの 3 業務については、市が直接事業を推進すべき人権施策を八尾市人権協会に委託しているものであり、当該団体は市が同和問題の解決をはじめ多様な人権施策を推

進していくための協力機関として位置づけ、広く人権啓発事業を行う機関とされていることから、委託先の選定には妥当性があると考えられる。また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか、会議、催し等の実施、成果物の納品等により行われており、違法・不当性は認められない。

＜個別事業に対する意見＞

委託先である八尾市人権協会は市から運営補助金も受けている団体であるので、補助を受けて行う事業と委託料として行う事業とを適切に区別されるとともに、当該3業務は担当所管課が異なるものの人権啓発冊子の作成業務については共通しており、業務を統合することにより効率的で経費削減にもつながると考えられるので、委託方法について検討されたい。

(2) 相談業務 【表番号 2、3、4、7、22、23、38、39】

総合生活相談事業では、地域における生活上のさまざまな課題やニーズを発見し、住民の自立支援及び地域福祉の向上を目指して、桂・安中両人権ふれあいセンターで市職員による相談事業を行うとともに、その業務の一部をそれぞれ八尾市人権西郡地域協議会（以下「西郡地域協議会」という。）、八尾市人権安中地域協議会（以下「安中地域協議会」という。）に業務委託している。また、その相談のうち、専門的な知識・経験が必要とされる人権に関する相談については人権ケースワーク事業として、地域就労支援に関する相談については地域就労支援コーディネーター活動推進事業として、要支援生徒の進路相談については八尾市要支援生徒にかかる進路選択支援事業として、それぞれ両地域協議会に業務委託されている。

これらの相談事業はすべて大阪府の実施要綱等に基づき、府からの補助金を受け、事業実施されており、各々の相談員は大阪府が実施する講座や研修等の受講が必要であるが、各委託先団体にはそれらを受講した相談員を有していること、また、旧同和事業促進地区協議会の時代から長年にわたり蓄積された実績やノウハウ等を有することなどから委託先に選定しており、妥当性があると考えられる。

また、事業の実施、委託事業費については、府及び市の実施要綱や補助金交付要綱等に基づき実施され、補助対象経費、補助基準額、本市の嘱託員の報酬等を基本として算定され、業務完了確認は業務完了届のほか連絡会議や相談内容別件数報告等により行われる等、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) ① 施設管理（管理等業務）

ア 共同浴場の管理及び運営に関する業務 【表番号 13、14】

共同浴場は、同和地区の環境改善と、福利厚生を図ることを目的に設置された公の施設であり、平成17年度以前は八尾市共同浴場条例に基づき、錦温泉は西郡地域協議会に、新生温泉は安中地域協議会に運営を委託してきたが、平成18年度からは指定管理者制度に基づき運営されることとなった。

平成17年度においては、共同浴場を設置するに至った経過や目的からして地域と密接なつながりのある両地域協議会を委託先として選定したことに合理性が認められる。浴場の経営に要する費用は、多額の修繕費用を要する場合を除き、受託者の徴収する入浴

料金で賄うこととされているものの、運営委託費は八尾市共同浴場条例施行規則第 5 条により無料と規定されており、両地域協議会へは事業委託料は支出されていない。また、業務完了確認は、運営実績報告書の提出及び委託先の帳簿閲覧などが行われており、違法・不当性は認められない。

平成 18 年度は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例附則第 2 項適用により、両地域協議会が議会の議決を得て指定管理者の指定を受けている。委託費については業務処理費として、新生温泉では設備の保守点検費用相当額が支払われ、錦温泉にあっては設備の保守点検費用相当額のほか重油燃料への切替による負担増分が支払われている。指定管理者制度による市の費用負担については、同条例において「市が支払うべき管理費用に関する事項」を協定で定めることと規定し、指定管理者との協定書において、市が払うべき管理費用の規定を設け、管理業務を処理するための費用のうち、入浴料等で賄えない、設備の保守点検に係る費用等を市が支払うものとするとともに、平成 18 年度の年度協定書において契約委託料相当額を業務処理費として約定している。したがって、当該支払については、同条例の規定及び管理運営に関する協定書等に則ったものであり、会計処理等においても特段の瑕疵はなく、違法・不当性は認められない。

イ 墓地運営管理業務 【表番号 26、27】

西郡、安中両地区にある市営墓地は共同墓地の墓所不足を解消するため造成されたもので、地区の共同墓地の拡張的意味合いが強くあり、管理等について地元団体に委託することに一定の妥当性は認められる。

請求人は、「墓地運営・管理及び清掃業務に 134 万円も支給している墓地は皆無」と主張されているが、委託先は異にするものの、市立久宝寺墓地及び市立龍華墓地においてもそれぞれ管理及び清掃業務を業務委託し、公金が支出されており、それらとの比較においても委託金額は妥当と考えられる。なお、八尾市墓地条例に基づき墓所使用者から徴収された使用料及び管理料は市に収入されている。

また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか定期的に現地確認が行われており、会計処理等において特段の瑕疵はなく、違法・不当性は認められない。

ウ 地区集会所管理清掃業務 【表番号 29、32】

西郡、安中両地区の市営住宅の共同施設である集会所（西郡 4 ヲ所、安中 3 ヲ所）について、使用申込の受付及び調整事務を行う管理業務と日常清掃及び定期清掃業務を、西郡、安中地域協議会に業務委託されているものであり、住宅入居者が集会所を利用する際に調整が必要なことや地元事情に精通していることを理由に、委託先を選定していることに一定の妥当性は認められる。

契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、違法・不当性は認められない。

請求人は、「各地域に集会所があるが、公費で管理清掃を行っている地域は皆無」と主張されており、市営萱振住宅や各地域の集会所では地元自治会等において自主管理となっている。

市営住宅の集会所は公営住宅法に定められている共同施設であり、「入居者の共同の福祉のために必要な施設」と位置づけられ、また、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。」とされているが、集会所の管理方法については特段の定めはない。両地区では集会所建設時に管理団体となる地元自治組織がなかったことから、現在の地域協議会に業務を委託し現在まで引き継がれているものであるが、このことをもって直ちに違法・不当とまでは言えず、また、業務の履行等契約の対価関係も認められることから、市に損害が発生しているとは断定できない。

＜個別事業に対する意見＞

両地区の市営住宅の共同施設として集会所を設置し、管理要綱を定め、西郡、安中地域協議会に業務委託しているが、とりわけ管理に係る業務委託については無制限に許されるものではなく、使用許可等の公権力の行使にあたる事務や監督権等の行政責任を果たす上で必要なものは市に留保しておく必要があると考えられる。当該管理要綱や委託契約書ではこの点について明確さを欠いているため、規定の整備を図られたい。

また、平成16年7月に策定された「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」において、集会所の機能更新等について「入居者をはじめ、地域住民の自主的な活動の場として、集会所を有効活用していくためには、施設の機能更新を図り、また、利用頻度の低い集会所については、統合化を含めた検討に努める。また、その際には、自主的な管理運営体制についての検討に努める」とされており、速やかに検討のうえ、実施されたい。なお、自主的な管理運営がなされるまでの間、地域協議会が徴収する集会所の使用料を含め、当該管理清掃業務委託料のあり方を検討のうえ見直されたい。

エ 市営安中住宅入居者用駐車場管理業務 【表番号 33】

本業務は、連絡調整業務や迷惑駐車の点検及び啓発業務、また、駐車場使用料の納付促進を行うことを主たる目的として、当該市営住宅入居者等による組織である八尾市安中車庫利用者組合管理会に業務委託しており、入居者や地域との協働等を理由とした委託先の選定については一定の合理性が認められる。

管理要綱に基づいて徴収された駐車場料金は市の使用料として収入しており、また、委託料は当該使用料が納付された区画数に応じて支出されている。業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われ、週2回の清掃の必要性については検討の余地があるものの、契約内容に応じた業務を実施していること、会計処理等において特段の瑕疵がないことなどから、違法・不当とまでは言えない。

＜個別事業に対する意見＞

駐車場の使用料を「八尾市営安中住宅車庫利用者管理要綱」で定めているが、自治法第228条第1項では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とされているので、規定の整備を図られたい。

また、委託料にあっては、市営萱振住宅との比較において業務内容の違いはあるものの、積算単価に差異があるので、業務内容を含め均衡が図られるよう検討のうえ見直さ

りたい。

オ 桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務 【表番号 35】

本業務は野球場の適正な管理と良好な施設の提供を行う目的で業務が行われており、八尾市都市公園条例に基づき使用料が収入されている。委託先については、地域事情に精通し、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと就労を結びつけた事業活動を実施している地域の団体である西郡生きがい事業団を選定したことに一定の妥当性は認められる。

また、委託金額については他の施設の清掃業務等との比較においても妥当性を欠くものではなく、業務完了確認は業務完了届のほか現地確認が行われ、契約内容に応じた業務が実施されており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) ② 施設管理（清掃・除草業務）

ア 桂・安中人権ふれあいセンター、市立安中東保育所清掃業務 【表番号 5、8、18】

施設の快適な環境衛生状態、美観を維持するための業務で、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

委託金額についても同規模施設のコミュニティセンターや他の市立保育所における委託業務との比較において妥当と考えられる。業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われ、会計処理等においても特段の瑕疵は認められない。なお、安中人権ふれあいセンター清掃業務は、業務仕様書において休館日を除く毎日業務となっているが、委託先の清掃員が病気のため、平成 17 年 4 月から平成 18 年 5 月までの間で実施されていない日があり、委託先に業務仕様どおり履行されるよう適切な指導をすべきであったと考えられるが、支払いについては業務実績に基づき行われており、そのことのみをもって違法・不当とは言えず、市に損害が発生しているとも言えない。また、安中東保育所は平成 18 年度より民間の福祉法人に経営移譲されたため当該清掃業務委託は廃止されている。

イ 市有地管理委託業務、桂青少年会館分館跡地清掃業務、同除草業務 【表番号 28、41、42】

現在空き地となっている市有地等を適正に管理するため、除草・清掃業務を委託するもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか業務写真や随時現場確認により行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

ウ 西郡住宅基地南側駐車場清掃業務 【表番号 31】

当該駐車場及び駐車場周辺の環境美化等を行う目的で、業務委託しているもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、就労支援及び地理的利便性を考慮した委

託先の選定に一定の妥当性は認められる。

また、管理要綱に基づいて徴収された駐車場料金は市の使用料として収入している。契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

＜個別事業に対する意見＞

駐車場の使用料を「八尾市宮西郡住宅墓地南側駐車場管理要綱」で定めているが、自治法第 228 条第 1 項では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とされているので、新たに整備し有料化した駐車場も含め、規定の整備を図られたい。

エ 都市計画道路東大阪中央線除草及び塵芥処理業務 【表番号 34】

本業務は、大阪府の全額委託事業であり、大阪府の積算基準に基づく契約金額であることや高齢者就労の促進に寄与するとして委託先に地域の西郡生きがい事業団を選定したことに一定の妥当性は認められる。契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか随時現場確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(3) ③ 施設管理（施解錠等安全業務）

ア 桂・安中人権ふれあいセンター、安中青少年会館施解錠等業務

【表番号 6、9、43】

3業務とも機械化警備への移行に伴い施設の保安管理を円滑に行うことを目的として業務委託されているもので、高齢者の生きがいの創造と活用を図るとともに、地理的利便性を考慮した委託先の選定に一定の妥当性は認められる。

また、委託金額については市立小・中学校などの同業務との比較においても、妥当性を欠くものではなく、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

イ 安中地区保育所施（解）錠及び連絡業務 【表番号 19】

本業務は、安中・安中東保育所の機械化警備への移行に伴う保育所の保安管理及び保育所と市役所間の文書・物品の配送を行うことを目的として業務委託されているもので、保育所が所在する地域内における人材を活用し、働く意欲を持つ高齢者の雇用の促進を図るという理由で、委託先に安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

請求人は、「保育所の施（解）錠業務は、同和保育所以外はすべて保育所職員が行っている」と主張しているが、他の市立保育所においても職員は行っておらず、安中地区保育所と同様の業務がシルバー人材センターに業務委託され、委託金額もすべての保育所において同金額で契約されており、妥当性を欠くものではない。

また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められな

い。なお、安中東保育所は平成 18 年度より民間の福祉法人に経営移譲されたため当該保育所に係る施（解）錠及び連絡業務委託は廃止されている。

ウ 市立保育所安全対策推進員業務 【表番号 20、21】

本業務は、大阪府内小学校でおきた殺傷事件を契機として、市立保育所の児童等の安全で安心な保育のため、安全対策推進員を登降所時に配置し、円滑な保育所運営を目的として業務委託するもので、高齢者の生きがいづくりや雇用促進を図るとともに、児童の安全確保を図る上で、保護者や児童に面識があるなど、保育所近隣地域の人材を登用できるとして、委託先に西郡生きがい事業団、安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

また、委託金額は他の地域の市立保育所においても同額で何ら差はなく、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

エ 八尾市立小学校受付員配置業務 【表番号 36、37】

本業務は、大阪府内小学校でおきた殺傷事件を契機として、小学生の安全確保のため、安全対策推進員を配置し、来校者の受付・チェックと不審者の侵入などの緊急時に迅速な連絡・通報などの対応を行うもので、地域住民との協働を基本とし、学校の安全確保において地域の協力を求めていく必要があることから委託先に地域の西郡生きがい事業団、安中地区生きがいワーカーズを選定したことに一定の妥当性は認められる。

その運営は府の補助金を受けて事業実施され、委託金額は他の地域の市立小学校においても同額で何ら差はなく、また、契約内容に応じた業務が実施され、業務完了確認は業務完了届のほか日々確認が行われており、会計処理等においても特段の瑕疵がなく、違法・不当性は認められない。

(4) その他の業務

ア 同和更生資金貸付金償還指導業務 【表番号 10、11】

同和更生資金貸付金は、平成 6 年度以降貸付停止を行い、また、地対財特法の失効を迎える平成 13 年度末をもって制度の廃止を行ったが、廃止前に貸付けた貸付金については、引き続き償還業務を行う必要があったため、借受人の返済についての相談業務等について、地域事業に精通している西郡・安中地域協議会に業務委託したものである。しかしながら、業務内容に貸付金の回収業務が含まれておらず、主として返済に際しての相談業務等であり、業務実績とその効果との因果関係が把握し難い。また、委託料については償還金の利子相当額としているが、その根拠は明確でなく、仮に相談等の業務がなくとも償還があれば委託料を支払うという不合理を生じる結果となっている。このように業務委託内容に問題があるものの、契約内容どおり業務は履行されているとのことであり、市に損害が発生しているとまでは断定できない。

<個別事業に対する意見>

業務委託の内容は、主に貸付金返済についての相談業務と住所変更等の報告業務となっているが、そのような業務内容で、どの程度貸付金の返済に寄与するのか、その効果

との因果関係が把握し難い。また、委託料についても、償還金の利子相当分とされているが、その根拠も明確でないことから、本事業のあり方と業務委託の必要性について、廃止も含め十分検討されたい。

**イ 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業、被保護者就労促進事業、
八尾市地域住民見守り生活支援モデル事業、訪問介護員1級過程養成講座運営業務
【表番号 12、15、16、17、24】**

これらの事業はいずれも国又は府の補助事業であり、補助要綱どおりに事業実施されており、また、専門的知識や資格を有する団体を委託先に選定したことは事業の性質上合理性が認められる。契約内容に応じた業務が実施され、会計処理等においても特段の瑕疵もなく、違法・不当性は認められない。

ウ 八尾市宮西郡住宅駐車場利用者登録整理等業務 【表番号 30】

駐車場の有料化を実施するにあたり、正確な駐車場実態の把握や駐車車両の所有者等の確認作業が不可欠であったため、当該業務や駐車場台帳作成、利用者再登録業務等を委託するもので、駐車場利用者を含め同住宅の入居者との良好な関係を維持しつつ業務を進める必要があることから、地域事情に精通している西郡地域協議会を委託先に選定したことに合理性が認められる。当該業務は平成18年8月31日で完了し、その成果品をもとに有料化が平成18年10月から実施されていることや、契約内容、会計処理等が市の財務規則に基づいて処理されており、違法・不当性は認められない。

以上のとおり、43件の委託業務について、財務会計上の違法又は不当といった行為・事象は認められず、市に損害も発生していないものと判断した。また、各々の事業における事業目的、必要性、公益性等については以下のいずれかの事由に該当し、いずれも特段の不合理性は認められず、かつ、これら43件の委託業務に係る予算措置については、すべて議会の議決を受けた予算に計上されていることから妥当性を欠くものではないと判断できる。

- ① 事業の運営又は経費支出が、国・府の補助制度に基づいて行われるもので、他市と共同して広域的な事業実施をすることにより、行政目的が達成されるもの。
- ② 市所有の土地・建物で、財産の適正な管理等所有者としての管理責任が求められるもの。
- ③ ②のうち、市の条例等に基づいて使用料収入を徴収している施設等で、より強い管理責任が求められるもの。
- ④ 市が直接事業を行うべき施策を、効率性や費用対効果の観点等から業務委託しているもの。

3 結 論

以上のことから、本件請求のうち監査対象とした43件の委託業務について、請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。

《 監査結果に付する総括意見 》

1 市の主体性について

本市における同和問題の取り組みについては、従前から市民代表を含む審議会、協議会からの意見具申をもとに、解決に向けての施策展開が図られてきた。また、地対財特法期限後の同和行政のあり方についても、平成 13 年 12 月に八尾市同和対策協議会から意見具申を受け、これに基づき残された課題の解決に向けた取り組みが行われている。

また、今般の一連の市発注工事に係る下請業者恐喝事件を契機として、本市における同和関係団体等との委託事業等に関して、第三者の意見を適切に反映することにより、今後の取り組みを厳正かつ公正に行うため、学識経験者等で構成する検討委員の会が設置され、現在検討が進められている。

もとより、基本的人権にかかわる非常に重要な課題であるため、このような審議会や第三者機関において、公正、中立の立場から基本的な市の施策のあり方、方向性について議論願い、市の施策選択に資することは必要なことである。

今後は、最終的な事業の見直し等を市が主体性をもって行い、検討委員の会の意見をもとに基本的な方針を速やかに決定し、内外に示すとともに、市長の強いリーダーシップのもとに、社会や時代の変化等によりその使命を終えた事業等については見直しを実行し、透明性や公平・公正性の確保に努め、時代に即した実効性のある施策展開を図り、市民の信頼を一日も早く回復されることを望むものである。

2 契約事務について

本件監査対象とした 43 件の委託業務について、随意契約の方法によって契約がされている。ところで、自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項、自治法施行令第 167 条、第 167 条の 2 第 1 項によれば、地方公共団体が契約を締結するときは、原則として一般競争入札によることとし、これによることが不適當、不利な場合等に随意契約によることとし、随意契約により得る場合を例外的なものとしている。随意契約は、手続が簡略で経費の負担が少なく、契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できる長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所があることから、例外的な方法として一定の場合(自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)に限定して随意契約によることを許容したものである。このような法令の趣旨からして、安易に例外規定を適用するのではなく、まず競争入札等が実現できないかを探り、あるいは随意契約の適用に疑義のある場合は競争入札とするなどの厳格な運用が求められる。

これらのことから、本件について相談業務や啓発業務は専門的知識や経験等を必要とし、随意契約としていることに一定の妥当性は認められるものの、施設管理等に係る業務については契約方法を検討され、また、随意契約による場合であっても、契約の相手方の選定については合理的な根拠と説明責任が求められることから、契約情報の公表など、随意契約の締結に関する公平性、透明性の確保に努められたい。

なお、本件に係る委託契約のうち、市立安中東保育所清掃業務他 4 件について、随意契約根拠条項として自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号としているが、この規定は高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定するシルバー人材センター等につ

いて適用できるものであり、生きがい事業団等について適用するのは不適當であるので、見直されたい。

3 業務執行の検証強化について

今回監査対象となった施設管理に係る業務の中には、同種施設でありながら業務委託によらずに施設職員自らが行っているものや、業務委託にあっても施設の管理・清掃業務等において、委託料の積算基礎となる業務日数や回数等の委託内容や方法等について異なるものが散見されるなど、業務執行の不統一さが見受けられた。各所管におけるそれぞれの施設にあっては、その設置経過や経緯、規模等が異なるものの、委託契約の締結時においては、漫然と過去からの慣習や計上予算額等にとらわれることなく、職員一人ひとりが公平・公正性の視点とともに、費用対効果の観点からも常に最少の経費で最大の効果を挙げるということを念頭に置きながら見直しを行うとともに、契約から業務完了に至るまでの事務において、それぞれが説明責任を果たすという認識を持って検証するなど、適正な行財政運営の推進に努められることを強く望むものである。